

投票立会人の候補者の公募

町選挙管理委員会では、町民の皆さんが選挙に主体的に関わる機会を増やし、選挙をより身近に感じていただくため、上市町内で行われる選挙に関する投票立会人候補者を以下のとおり公募します。

1 応募方法等

応募資格	上市町在住で選挙権を有する方 ※上市町の選挙人名簿に登録されている必要があります。
募集期間	随時応募を受け付けています。 ※直近に執行予定の選挙の立会人選任のため、申込期限を設けることがあります。
内 容	各投票所での投票の立ち会い
立会期間	「選挙期日の公示日（告示日）」の翌日から投票日当日までの期間中の任意の日（選挙の種類によって期間が異なります。）
立会場所	【期日前投票所】 上市町働く婦人の家1階 談話室 【投票日投票所】 町内14か所の投票所のいずれか
応募方法	「投票立会人候補者申込書」に必要事項をご記入の上、持参、郵送、FAXのいずれかの方法で申込先へ提出してください。

2 立会時間等

	立会日	立会時間	報酬
投票立会人	投票日当日	午前7時から午後8時まで（昼休憩あり） ※一部の投票所では立会時間が異なる場合があります。	日額 10,900円 ※この額から源泉徴収税額を差し引いた額が支給されます。
期日前投票立会人	公示（告示）の日の翌日から投票日の前日までの期間中の任意の日	午前8時30分から午後8時まで（昼休憩あり）	日額 9,600円 ※この額から源泉徴収税額を差し引いた額が支給されます。

3 応募から従事までの流れ

- (1) 「投票立会人候補者申込書」を提出してください。
- (2) 選挙管理委員会で受付、審査後に、投票立会人候補者として名簿に登録します。
- (3) 実際の選挙が近づいたら、選挙管理委員会から投票事務の従事希望調査と日程の

調整を行います。

- (4) 選挙管理委員会から投票立会人に選任した旨の通知を行います。
(応募者が多い等の理由により選任されない場合もあります。ご了承ください。)
- (5) 従事当日、担当の投票所で投票立会人として従事してください。

4 注意事項

- (1) 辞退の申し出がない限り、継続して名簿に登録します。登録の抹消を希望される場合は、選挙管理委員会に申し出てください。
- (2) 募集する立会人の種類は選挙ごとに異なります（期日前投票立会人のみの募集等）。詳しくは選挙前に選挙管理委員会から送付する案内をご確認ください。

【申込先（お問い合わせ先）】

〒930-0393 上市町法音寺1番地

上市町選挙管理委員会（上市町役場2階総務課内）

電話：076-472-1111 FAX：076-472-1115